

ものとする。

2 県は、商工会議所、商工会等が実施する小規模企業者への経営に関する助言、指導その他課題の解決に向けた取組に対し、必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業政策課)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第五十一号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第二百五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)第四十七条第二項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年栃木県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項の表を次のように改める。

傷病補償年金	<p>厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)による障害基礎年金(同法第二十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)</p> <p>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	○・七三
		○・八六

障害補償年金	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	○・八八
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	○・七五
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	○・七五
	国民年金等改正法附則第二十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	○・八九
	障害厚生年金等及び障害基礎年金 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・七三
遺族補償年金	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八六
	旧船員保険法による障害年金	○・八三
	旧厚生年金保険法による障害年金	○・七四
	旧国民年金法による障害年金	○・八九
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	○・八〇
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族	○・八四

	基礎年金が支給される場合を除く。)		
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	〇・八八	
	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇	
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇	
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇	

附則第六条第一項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三	
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六	
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八	
旧船員保険法による障害年金	〇・七五	
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五	
旧国民年金法による障害年金	〇・八九	

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第三条 職員の再任用に関する条例（平成十二年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十一号）附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の二第一項第四号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例附則第六条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「改正前国共済法」という。）第八十二条第一項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第二百四十七号）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号。以下「改正前地共済法」という。）第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の一第二項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百十五号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の

支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第六条第一項の規定は、適用しない。

(職員総務課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第五十一号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の二の項及び六の三の項中「宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塙原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、芳賀町、壬生町、野木町、塙谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町」を「市町」に改め、同表中十七の二の項を十七の三の項とし、十七の項の次に次のように加える。

十七の二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとする同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下この項において「旧法」という。)に基づく事務のうち、旧法第三十五条の規定による届出の受理等	町
--	---

別表第一の十八の項第一号中「資金」の下に「(法附則第二条第二項の規定により当該資金とみなされる資金を含む。)」を加え、同表十八の二の項中「及びさくら市」を「、さくら市及び那須烏山市」に改め、同表二十一の二の項中「大田原市」の下に「、さくら市」を加え、同表二十九の項を次のように改める。

二十九 削除	
--------	--

別表第一の二十九の二の項中「農地法」の下に「昭和二十七年法律第二百二十九号。」を、「いう。」の下に「及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十二号。以下この項において「平成二十七年改正法」という。)」を加え、同項第一号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第二号を削り、同項第二号中「第四条第五項」を「第四条第八項」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四条第六項において準用する同条第三項」を「第四条第九項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「第四条第三項」を「第四条第九項」に改め、同

号を同項第六号とし、同項中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同項第十一号中「第二号、第五号、第七号、第九号及び第十五号から第十七号まで」を「第二号、第四号、第五号、第七号及び第十三号から第十五号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十二号を第十号とし、同項第十二号中「補償」の下に「（第九号の立入調査等に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同項に次の一号を加える。

(十六) 平成二十七年改正法附則第四十一条第二項の規定による意見の聴取

別表第一の二十九の二の項中「足利市」を「宇都宮市、足利市」に改め、「下野市」の下に「、壬生町」を加え、同表二十九の二の項中「二十九の項第一号、第二号、第五号、第七号、第九号、第十五号及び第十六号並びに」を削り、「第三号、第五号、第七号、第九号、第十五号及び第十六号に」を「第二号、第四号、第五号、第七号、第十三号及び第十四号に」に改め、「下野市」の下に「、壬生町」を加え、同表二十九の四の項第二号中「（同条第八項）を「及び第七項（これらの規定を同条第九項）に改め、同項第三号中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第八項」に改め、同項中「下野市」の下に「、壬生町」を加え、同表三十五の四の項中「及び鹿沼市」を「、鹿沼市及び小山市」に改め、同表三十六の二の項中「那須塩原市」の下に「、さくら市」を加える。

別表第一の三十の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一中十七の二の項を十七の三の項とし、十七の項の次に次のように加える改正規定及び同表十八の項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（行政改革推進室）

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十三号**栃木県手数料条例の一部を改正する条例**

栃木県手数料条例（昭和二十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一百三十九の項中「第三十二条の四第一項第五号口」を「第三十二条の四第一項第六号口」に改め、同表二百九十五の項中「第六条第一項第五号口」を「第六条第一項第六号口」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十一月二十六日から施行する。

(文書学事課)

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十四号**栃木県県税条例の一部を改正する条例**

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の六」に改める。

第一章第二節中第十七条の次に次の五条を加える。

(徵収猶予に係る徵収金の分割納付又は分割納入の方法)

第十七条の一 知事は、法第十五条第二項又は第五項（徵収猶予の要件等）の規定により、同一条第一項若しくは第二項の規定による徵収の猶予（以下この条及び第十七条の六において「徵収の猶予」という。）又は法第十五条第四項の規定による徵収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徵収の猶予期間の延長」という。）に係る徵収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又はその分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又はその分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項をその徵収の猶予又はその徵収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

3 知事は、徵収の猶予又は徵収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付し、又は同項の規定により通知された分割納入の各納入期限ごとの納入金額をその納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又はその分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変

更することができる。

- 4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(徵収猶予の申請手続等)

第十七条の三 法第十五条の二第一項(徵収猶予の申請手続等)に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号(徵収猶予の要件等)のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徵収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき徵収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額

四 猶予を受けようとする期間

五 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。)

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超えるかつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号(担保の徵取)に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に關し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超えるかつ、猶予期間が三月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に關し必要となる書類

- 3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徵収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第一号から第四号までに掲げる書類とする。

- 5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 猶予期間の延長を受けようとする徵収金の年度、種類、納期限及び金額

- 一一 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- 一二 猶予期間の延長を受けようとする期間
- 三四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 六 法第十五条の一第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。
- 七 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第十七条の四 知事は、法第十五条の五第二項（職権による換価の猶予の要件等）において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項（徴収猶予の要件等）の規定により、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予（次項及び第十七条の六において「職権による換価の猶予」という。）又は法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（次項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として規則で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 前項に規定するものほか、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合については、第十七条の一の規定を準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項（職権による換価の猶予の手続等）に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- 二 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 三 猶予を受けようとする金額が百万円を超えるかつ、猶予期間が二月を超える場合には、施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第十七条の五 法第十五条の六第一項（申請による換価の猶予の要件等）に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 知事は、法第十五条の六第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項（徴収猶予の要件等）の規定により、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（次項及び次条において「申請による換価の猶予」という。）又は法第十五条の六第三項において

準用する法第十五条第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（次項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として規則で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 前項に規定するもののほか、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合については、第十七条の一の規定を準用する。

4 法第十五条の六の一第一項（申請による換価の猶予の申請手続等）に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額

四 猶予を受けようとする期間

五 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超えるか、かつ、猶予期間が二ヶ月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号（担保の徴取）に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に關し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

5 法第十五条の六の一第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、前条第二項第一号から第二号までに掲げる書類とする。

6 法第十五条の六の一第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

三 猶予期間の延長を受けようとする期間

四 第四項第五号及び第六号に掲げる事項

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

7 法第十五条の六の一第二項において準用する法第十五条の一第八項（徴収猶予の申請手続等）に規定する期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第十七条の六 法第十六条第一項ただし書(担保の徴取)に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予(以下この条において「徴収の猶予等」という。)に係る金額が百万円以下である場合、徴収の猶予等の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 改正後の第十七条の二、第十七条の三及び第十七条の六(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)第二条の規定による改正後的地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)第十五条第一項又は第一項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される同条第一項又は第一項の規定による徴収の猶予について適用する。

3 改正後の第十七条の四及び第十七条の六(新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

4 改正後の第十七条の五及び第十七条の六(新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(税務課)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

栃木県知事 福富一

栃木県条例第五十五号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年栃木県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「三十歳以上の者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

栃木県立産業技術専門校条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成二十七年十一月二十四日

栃木県知事 福富一

栃木県条例第五十六号

栃木県立産業技術専門校条例及び栃木県手数料条例の一部を改正する条例

(栃木県立産業技術専門校条例の一部改正)

第一条 栃木県立産業技術専門校条例(昭和四十七年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第四条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二百九十九の項中「第十五条の六第一項」を「第十五条の七第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(労働政策課)

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

栃木県知事 福富一

栃木県条例第五十七号

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

栃木県立学校の設置及び管理に関する条例(昭和二十五年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表の3特別支援学校の部栃木県立岡本特別支援学校の項の次に次のように加える。

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学校	宇都宮市
---------------------	------

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栃木県図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

栃木県知事 福富一

栃木県条例第五十八号

栃木県図書館設置条例の一部を改正する条例

栃木県図書館設置条例（昭和二十六年栃木県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県立図書館設置条例

第一条中「記録、」を「記録」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「図書館を」を「栃木県立図書館（以下「図書館」という。）を宇都宮市に」に改める。
第二条を削る。

第二条中「配本所」を「配本所等」に改め、同条を第一条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（栃木県手数料条例の一部改正）

2 栃木県手数料条例（昭和三十一年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の五百十二の項中「及び栃木県立足利図書館」を削る。

（栃木県図書館協議会に関する条例の一部改正）

3 栃木県図書館協議会に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

栃木県立図書館協議会に関する条例

第一条中「第十四条」を「第十四条第一項」に、「及び栃木県立足利図書館に、それぞれ図書館協議会」を「に栃木県立図書館協議会」に改める。

第二条第一項中「それぞれ」を削る。

（教育委員会事務局生涯学習課）

栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

栃木県知事 福富一

栃木県条例第五十九号

栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表栃木県小山警察署の項位置の欄中「若木町」を「大字神鳥谷」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(警察本部警務課)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

栃木県知事 福田一

栃木県条例第六十号**電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例**

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年栃木県条例第五十一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項に規定する発行手数料及び旧条例第三条第一項に規定する情報提供手数料であつて、この条例の施行の日においてまだ旧条例第二条第一項に規定する受任指定認証機関に納付されていないものについては、なお従前の例による。

(情報システム課)

栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

栃木県知事 福田一

栃木県条例第六十一号**栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「へ収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあつては、当該収支報告書等修正届が議長に提出された日」を削り、「三十日」を「九十日」に改め、「日の翌日」の下に「（収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあつては、同日又は当該収支報告書等修正届が議長に提出された日の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日）いづれか遅い日」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会事務局)